

政令番号316 ニトロベンゼン

各都道府県での届出事業所からの「排出・移動先別の排出量・移動量」（平成29年度）

(E+nは×10ⁿ、例えばE+3は×1000の意味です。)

都道府県 コード	都道府県名	排出量(kg/年)				移動量(kg/年)			排出量・ 移動量 合計
		大気への 排出	水域への 排出	土壌への 排出・ 所内埋立	排出量 合計	下水道への 移動量	廃棄物 搬出	移動量 合計	
1	北海道								
2	青森県								
3	岩手県								
4	宮城県								
5	秋田県								
6	山形県								
7	福島県	2.4E+0			2.4		1.6E+3	1,600.0	1,602.4
8	茨城県								
9	栃木県								
10	群馬県								
11	埼玉県	5.0E+0			5.0		1.7E+4	17,000.0	17,005.0
12	千葉県								
13	東京都								
14	神奈川県								
15	新潟県								
16	富山県						4.0E+3	4,000.0	4,000.0
17	石川県								
18	福井県								
19	山梨県								
20	長野県								
21	岐阜県								
22	静岡県	1.0E+2			100.0				100.0
23	愛知県						2.0E+4	20,000.0	20,000.0
24	三重県								
25	滋賀県								
26	京都府								
27	大阪府	1.5E+1			15.2		5.1E+3	5,113.3	5,128.5
28	兵庫県								
29	奈良県								
30	和歌山県								
31	鳥取県								
32	島根県						2.0E+3	2,000.0	2,000.0
33	岡山県								
34	広島県								
35	山口県						1.7E+4	17,000.0	17,000.0
36	徳島県								
37	香川県								
38	愛媛県	5.8E+2	5.3E+2		1,110.0		4.7E+4	47,000.0	48,110.0
39	高知県								
40	福岡県	9.9E+1			99.0		8.7E+4	87,082.0	87,181.0
41	佐賀県								
42	長崎県								
43	熊本県								
44	大分県								
45	宮崎県								
46	鹿児島県								
47	沖縄県								
全 国		8.0E+2	5.3E+2		1,331.6		2.0E+5	200,795.3	202,126.9

注1) 農薬は使用先別使用量として別表にも示している。